

令和2年3月17日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）
大分県大分市大字迫899番地の1（フェリーチェ迫A）
SUI Corporation株式会社
代表取締役 安部 達哉
- 2 処分日
令和2年3月16日
- 3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- 4 行政処分の理由
SUI Corporation株式会社は、令和2年2月21日、大分地方裁判所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、罰金200万円の刑に処せられ、同刑が確定した。
この事実により、同社が法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可を取り消さなければならない要件に該当するに至ったため。

〔問い合わせ先〕
生活環境部循環社会推進課
廃棄物監視指導班
電話番号 097-506-3134・3129